

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(飛驒市表彰条例の一部改正)

第1条 飛驒市表彰条例（平成16年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飛驒市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 飛驒市職員の分限に関する条例（平成16年飛驒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飛驒市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条の6第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年飛驒市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(飛驒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 飛驒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年飛驒市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有限のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有限のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、該当刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(飛驒市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の飛驒市職員の給与に関する条例第23条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(第 1 条) 飛騨市表彰条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第 1 条～第 8 条 略 (表彰しない者) 第 9 条 次に掲げる者は、この条例による表彰を行わない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者。ただし、特別の理由により委員会が承認した者は、この限りでない。 (2)・(3) 略 以下 略	第 1 条～第 8 条 略 (表彰しない者) 第 9 条 次に掲げる者は、この条例による表彰を行わない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者。ただし、特別の理由により委員会が承認した者は、この限りでない。 (2)・(3) 略 以下 略

(第2条) 飛騨市職員の分限に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第6条 略 (失職の例外) 第7条 市長は、職員が公務遂行中過失により交通事故を起こし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合において、その執行を猶予されたときは、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略 以下 略	第1条～第6条 略 (失職の例外) 第7条 市長は、職員が公務遂行中過失により交通事故を起こし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合において、その執行を猶予されたときは、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略 以下 略

(第3条) 飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第23条の4 略 第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号にいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき	第1条～第23条の4 略 第23条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号にいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき

その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

6～8 略

以下 略

その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

6～8 略

以下 略

(第4条) 飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第3条 略 (欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 以下 略	第1条～第3条 略 (欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 以下 略

(第5条) 飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第6条 略 (退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 以下 略	第1条～第6条 略 (退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 以下 略

条例関係議案要旨

議案名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
担当部	総務部
提案理由	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
制定改廃の根拠等	刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行に伴い所要の改正を行うもの。
条例の概要	【改正の趣旨】 改正法により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い関係条例の一部を改正するもの。 【改正の内容】 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 〔第１条〕 飛騨市表彰条例 (第９条関係) 〔第２条〕 飛騨市職員の分限に関する条例 (第７条関係) 〔第３条〕 飛騨市職員の給与に関する条例 (第23条の５及び第23条の６関係) 〔第４条〕 飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (第４条関係) 〔第５条〕 飛騨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (第７条関係)
市民への影響等	特になし
施行日	刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和７年６月１日）
備考	